

玉名市地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)  
2025年～2030年

2025年3月  
玉名市



# 目次

|  |           |
|--|-----------|
| はじめに .....                               | 1         |
| 1 計画見直しについて .....                        | 1         |
| (1) 見直しの背景 .....                         | 1         |
| (2) 国際的な動向 .....                         | 2         |
| (3) 国内の動向 .....                          | 2         |
| <b>第1章 計画に関する基本的事項 .....</b>             | <b>3</b>  |
| 1 本計画の目的 .....                           | 3         |
| 2 上位計画や関連計画と本計画の位置付け .....               | 3         |
| 3 本計画の期間 .....                           | 4         |
| 4 計画の対象 .....                            | 4         |
| (1) 対象とする範囲 .....                        | 4         |
| (2) 対象とする温室効果ガスの種類 .....                 | 4         |
| <b>第2章 本市における温室効果ガス排出量等の現状 .....</b>     | <b>5</b>  |
| 1 これまでの温室効果ガスの排出状況 .....                 | 5         |
| (1) 温室効果ガスの排出量の推移 .....                  | 5         |
| (2) 二酸化炭素の排出量の推移 .....                   | 6         |
| 2 直近の温室効果ガスの排出状況 .....                   | 7         |
| (1) 基準年度及び最新年度の温室効果ガスの排出状況 .....         | 7         |
| (2) 公共施設における温室効果ガスの排出状況 .....            | 9         |
| (3) 公用車における温室効果ガスの排出状況 .....             | 11        |
| <b>第3章 温室効果ガス総排出量に関する数値的な目標の設定 .....</b> | <b>12</b> |
| 1 目標設定の考え方 .....                         | 12        |
| 2 温室効果ガスの削減ポテンシャル .....                  | 12        |
| (1) 各対策における温室効果ガスの削減ポテンシャル .....         | 13        |
| (2) 温室効果ガスの増加見込み .....                   | 14        |
| 3 温室効果ガス総排出量に関する削減目標 .....               | 15        |
| (1) 温室効果ガス排出量の削減目標 .....                 | 15        |
| (2) エネルギー消費量の削減目標 .....                  | 15        |
| <b>第4章 目標達成に向けた取組 .....</b>              | <b>16</b> |
| 1 取組を進めるうえでの基本的な考え方 .....                | 16        |
| (1) 取組方針 .....                           | 16        |
| (2) 目標達成に向けた取組の体系 .....                  | 16        |
| 2 取組の内容 .....                            | 17        |
| (1) 施設の管理・運営等に関する取組（施設管理者としての取組） .....   | 17        |
| (2) 日常業務における取組（職員としての取組） .....           | 22        |
| (3) その他の取組 .....                         | 26        |
| <b>第5章 計画の進捗管理の仕組み .....</b>             | <b>27</b> |
| 1 推進体制・点検体制 .....                        | 27        |
| (1) 推進体制・点検体制 .....                      | 27        |

|                               |           |
|-------------------------------|-----------|
| (2) 各主体の役割 .....              | 28        |
| 2 進捗管理の仕組み .....              | 29        |
| 3 計画の点検・評価 .....              | 30        |
| (1) 点検・評価の方法 .....            | 30        |
| (2) 点検・評価の項目 .....            | 30        |
| (3) 公表 .....                  | 30        |
| <b>第6章 資料編 .....</b>          | <b>31</b> |
| 1 温室効果ガス総排出量の算定範囲及び算定方法 ..... | 31        |
| 2 対象とする組織及び施設 .....           | 32        |
| 3 環境配慮商品を示すラベル .....          | 36        |

## はじめに

## 1 計画見直しについて

## (1) 見直しの背景

近年、地球温暖化が原因とされる気候変動の影響により、平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が世界的に観測されています。国内においても、強大な台風や局地的集中豪雨、記録的猛暑等が発生し、私たちの生命や暮らしに大きな影響を及ぼしています。

2021（令和3）年10月には、国の「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、「2050年カーボンニュートラル宣言」、2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で温室効果ガス\*排出量46%削減（そのうち政府や地方公共団体の事務事業が該当する「業務その他部門」は51%削減）が掲げられました。

熊本連携中枢都市圏では、2020（令和2）年1月に、18市町村（当時）共同で「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」を目指すことを宣言し、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

本市では、2023（令和5）年10月に、熊本連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結しており、「玉名市環境基本計画」や「玉名市地球温暖化対策推進実行計画（事務事業編）」に基づき、温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

こうした背景等を受け、取り巻く状況の変化等を的確に反映させ、今後も、本市における温室効果ガス排出量の削減を着実に進めるため、このたび、「玉名市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の中間見直しを行いました。



出典：玉名市 HP

写真 熊本連携中枢都市圏形成連携協約締結式の様子

\* 温室効果ガス：温室効果ガスには、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン・パーフルオロカーボン・六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素がある。二酸化炭素は地球温暖化に及ぼす影響がもっとも大きく、石炭や石油の消費、セメントの生産などにより大量に放出される。GHG（Green House Gas の略。）とも呼ばれる。

はじめに

## (2) 国際的な動向

2015（平成27）年12月、フランス・パリにおいて、気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が開催され、全ての国に温室効果ガス削減の努力を求める公平かつ実効的な国際的枠組み「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」等が掲げられました。

2018（平成30）年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、「世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO<sub>2</sub>排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要である」とされています。この報告書を受け、2050年のカーボンニュートラル実現を目指す動きが世界各国で広がりました。

## (3) 国内の動向

我が国においても、2020（令和2）年10月の菅総理大臣（当時）の所信表明演説において、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」が宣言され、翌2021（令和3）年4月、地球温暖化対策推進本部において、「2030年度の温室効果ガスの排出量を、2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続ける」ことが公表されました。

さらに、2021（令和3）年6月の国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定され、2030（令和12）年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策が示されました。

2025（令和7）年2月には、国の「地球温暖化対策計画」、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（政府実行計画）が改定され、さらなる排出削減に向けた取組が示されています。

### 政府実行計画の見直しについて

- 政府実行計画：政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出削減計画。（地球温暖化対策推進法第20条）
- 今回、**2035年度に65%削減・2040年度に79%削減（それぞれ2013年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組を強化。**〔現行計画の2030年度50%削減（2013年度比）の直線的な経路として設定〕
- 毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実にPDCAを実施。

|   |   |
|---|---|
| <div style="background-color: #e0f2f1; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"><b>再生可能エネルギーの最大限の活用・建築物の建築等に当たっての取組</b></div> <p>太陽光発電    ✓ 2030年度までに設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置、<b>2040年度までに100%設置を目指す。</b><br/>✓ <b>ペロブスカイト太陽電池を率先導入する。</b>また、社会実装の状況（生産体制・施工方法の確立等）を踏まえて導入目標を検討する。</p> <p>建築物の建築    ✓ 2030年度までに新築建築物の平均でZEB ready相当となることを目指し、<b>2030年度以降には更に高い省エネ性能を目指す。</b>また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。<br/>✓ 建築物の資材製造から解体（廃棄段階も含む。）に至るまでの<b>ライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出削減に努める。</b><br/><small>※ ZEB Ready：50%以上の省エネを図った建築物</small></p> | <div style="background-color: #e0f2f1; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"><b>その他の温室効果ガス排出削減等への配慮</b></div> <p>✓ 自然冷媒機器の率先導入等、<b>フロン類の排出抑制に係る取組を強化</b></p> <p>✓ <b>Scope 3 排出量へ配慮した取組を進め、その排出量の削減に努める。</b></p> <p>✓ 職員に<b>デコ活アクションの実践</b>など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。<br/><small>※ Scope 3 排出量：直接排出量（Scope1）、エネルギー起源間接排出量（Scope2）以外のサプライチェーンにおける排出量</small></p> |
| <div style="background-color: #e0f2f1; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"><b>財やサービスの購入・使用に当たっての取組</b></div> <p>公用車/<br/>LED    ✓ 2030年度までにストックで100%の導入を目指す。<br/><small>※ 電動車は代替不可能なものを除く</small></p> <p>電力調達    ✓ 2030年度までに各府省庁での調達電力の60%以上を再エネ電力とする。以降、<b>2040年度には調達電力の80%以上を脱炭素電源由来の電力とするもの</b>とし、排出係数の低減に継続的に取り組む。</p> <p>GX製品    ✓ 市場で選ばれる環境整備のため、<b>率先調達</b>する。<br/><small>※ GX製品：製品単位の削減実績量や削減貢献量がより大きいもの、CFP（カーボンフットプリント）がより小さいもの</small></p>  |   |

出典：環境省「政府実行計画の概要」（令和7年2月18日）

図1 政府実行計画の見直しについて（2025（令和7）年2月18日閣議決定）

# 第1章 計画に関する基本的事項

## 1 本計画の目的

本市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を図り、環境負荷低減の目標を定め、事業者、住民等の地球温暖化防止行動を促します。

## 2 上位計画や関連計画と本計画の位置付け

本計画は「第2次玉名市総合計画」や、本市の環境施策の基本的事項を定めた「第2次玉名市環境基本計画」を上位計画とします。策定にあたっては、関連計画と整合・連携を図るとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律及びそれに基づく国・県の計画との整合を図ります。

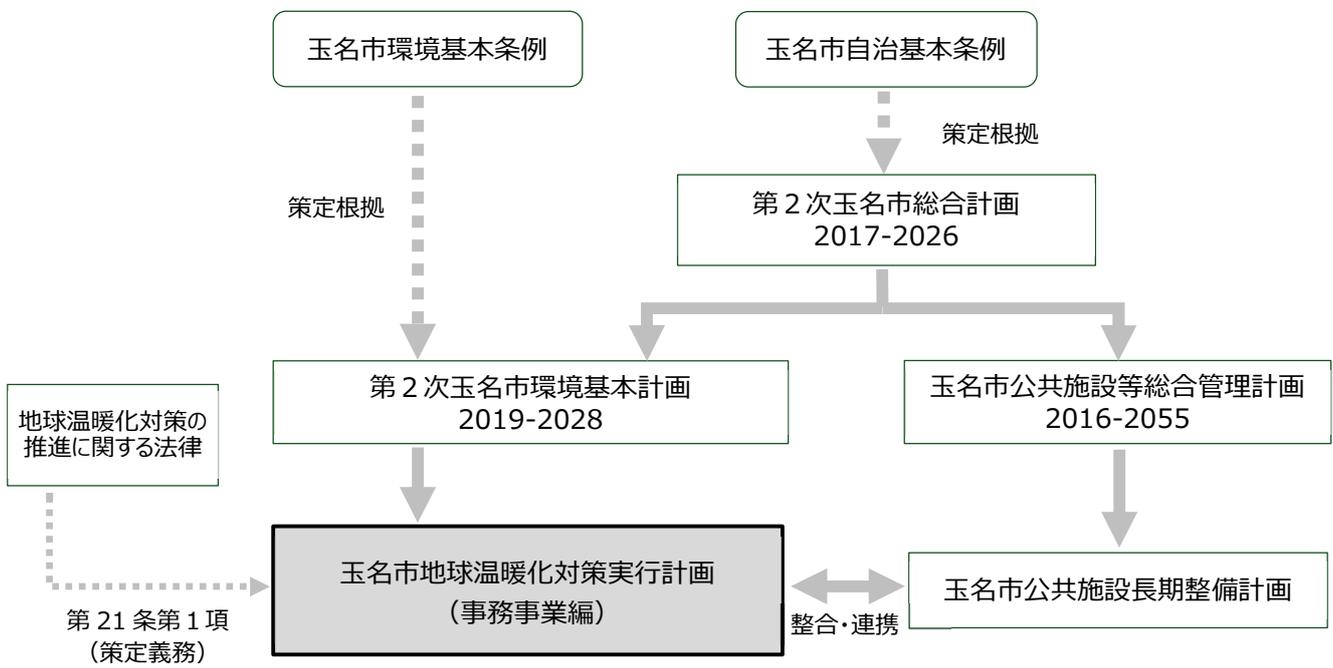


図 2 計画の位置付け

### SDGs

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指し、17 の目標 (ゴール) と 169 のターゲットから構成されてる世界共通の目標です。2015 年 9 月、「国連持続可能な開発サミット」において全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中で掲げられました。

本計画では、17 の目標のうち、以下の目標の達成に貢献します。



本計画と関連のある SDGs

### 3 本計画の期間

計画期間は、2025（令和7）年度から2030（令和12）年度までとします。また、基準年度は、国の地球温暖化対策計画に即し、2013（平成25）年度とします。

| 項目     | 年度   |   |      |   |       |      |   |   |      |
|--------|------|---|------|---|-------|------|---|---|------|
|        | 2013 | … | 2018 | … | 2024  | 2025 | … | … | 2030 |
| 期間中の事項 | 基準年度 |   | 計画開始 |   | 計画見直し |      |   |   | 目標年度 |
| 計画期間   |      |   |      |   |       | →    |   |   |      |

### 4 計画の対象

#### （1）対象とする範囲

計画の対象範囲は、本市が行う事務及び事業のすべてとし、その組織及び施設については「対象とする組織及び施設（p.32）」とします。なお、外部への業務委託又は指定管理者へ委任している事業も対象とします。

#### （2）対象とする温室効果ガスの種類

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項では、表1に示す7種類の物質が温室効果ガスとして規定されています。

本計画では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）を対象とします。パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）については、市の事務事業において排出要因となる活動がない等の理由により対象外とします。

表1 対象とする温室効果ガス

| 温室効果ガス                   | 主な排出活動等                            | 対象 |
|--------------------------|------------------------------------|----|
| 二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）  | 化石燃料の燃焼、廃棄物などの焼却                   | ○  |
| メタン（CH <sub>4</sub> ）    | 化石燃料の燃焼、家畜の反すう、糞尿、水田土壌、下水処理、自動車の走行 | ○  |
| 一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O） | 化石燃料の燃焼、窒素肥料の施肥、麻酔ガスの使用、自動車の走行     | ○  |
| ハイドロフルオロカーボン（HFC）        | 冷蔵庫やカーエアコンの冷媒、スプレー製品等の噴射剤廃棄時の漏洩    | ○  |
| パーフルオロカーボン（PFC）          | 電子部品等のエッチング等                       | ×  |
| 六ふっ化硫黄（SF <sub>6</sub> ） | 変圧器の電気絶縁ガス                         | ×  |
| 三ふっ化窒素（NF <sub>3</sub> ） | 半導体製造でのドライエッチング、CVD装置のクリーニング       | ×  |

## 第2章 本市における温室効果ガス排出量等の現状

### 1 これまでの温室効果ガスの排出状況

#### (1) 温室効果ガスの排出量の推移

本市の事務事業に伴い排出される温室効果ガスの95%強を二酸化炭素が占めています。

温室効果ガス排出量の推移をみると、2013（平成25）年度以降、減少傾向にあります。2023（令和5）年度の総排出量は6,274t-CO<sub>2</sub>であり、2013（平成25）年度と比較して55%の削減となっています。

ガスの種別では、二酸化炭素は減少傾向にある一方で、メタン及び一酸化二窒素による二酸化炭素の排出量は微増傾向にあります。

表 2 温室効果ガスの二酸化炭素換算排出量

単位：t-CO<sub>2</sub>

| 項目 \ 年度      | 2013   | ～ | 2018  | 2019  | 2020  | 2021  | 2022  | 2023  |
|--------------|--------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 二酸化炭素        | 13,658 |   | 7,614 | 7,708 | 7,640 | 6,473 | 8,847 | 5,963 |
| メタン          | 120    |   | 120   | 125   | 120   | 129   | 130   | 112   |
| 一酸化二窒素       | 212    |   | 213   | 221   | 212   | 227   | 228   | 198   |
| ハイドロフルオロカーボン | 2      |   | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |
| 合計           | 13,992 |   | 7,949 | 8,055 | 7,973 | 6,832 | 9,206 | 6,274 |
| 対基準年度比 (%)   | —      |   | -43%  | -42%  | -43%  | -51%  | -34%  | -55%  |

※端数処理により数値の計が合わない場合がある。

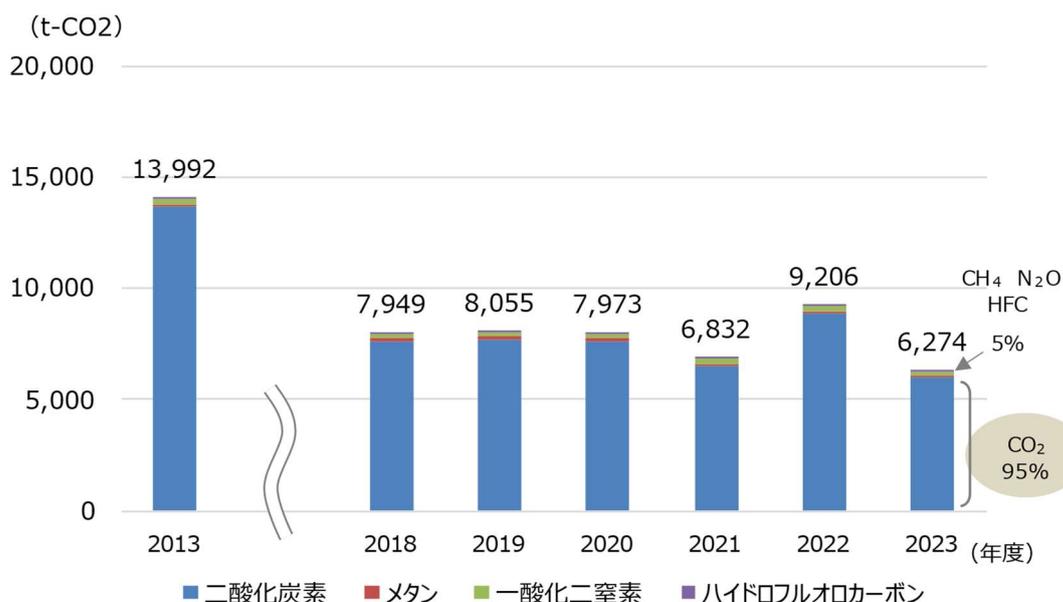


図 3 温室効果ガス排出量の推移

## 第2章 本市における温室効果ガス排出量等の現状

### (2) 二酸化炭素の排出量の推移

二酸化炭素は、電気や燃料等のエネルギーを使用することで排出されます。本市の事務事業に伴い排出される二酸化炭素の内訳をみると、電気の使用による排出が全体の74%を占めています。次に、A重油が17%、灯油が6%を占めています。ガソリンの割合は2%程度、LPG、軽油の割合は1%以下です。

表3 エネルギー種別の二酸化炭素排出量

単位：t-CO<sub>2</sub>

| 項目 \ 年度 | 2013   | ～ | 2018  | 2019  | 2020  | 2021  | 2022  | 2023  |
|---------|--------|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ガソリン    | 138    |   | 152   | 148   | 131   | 127   | 126   | 124   |
| 灯油      | 670    |   | 630   | 509   | 460   | 396   | 517   | 338   |
| 軽油      | 24     |   | 18    | 17    | 9     | 10    | 9     | 3     |
| A重油     | 1,155  |   | 1,007 | 974   | 934   | 885   | 1,039 | 1,005 |
| LPG     | 202    |   | 144   | 128   | 107   | 80    | 78    | 91    |
| 電力      | 11,468 |   | 5,662 | 5,931 | 5,999 | 4,977 | 7,078 | 4,402 |
| 合計      | 13,658 |   | 7,614 | 7,708 | 7,640 | 6,473 | 8,847 | 5,963 |

※端数処理により数値の計が合わない場合がある。

表4 エネルギー消費量（熱量換算）

単位：GJ

| 項目 \ 年度 | 2013    | ～ | 2018    | 2019    | 2020    | 2021    | 2022    | 2023    |
|---------|---------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ガソリン    | 2,016   |   | 2,218   | 2,162   | 1,915   | 1,845   | 1,834   | 1,806   |
| 灯油      | 9,762   |   | 9,186   | 7,424   | 6,704   | 5,765   | 7,537   | 4,927   |
| 軽油      | 352     |   | 259     | 247     | 125     | 139     | 134     | 36      |
| A重油     | 16,320  |   | 14,225  | 13,759  | 13,191  | 12,494  | 14,668  | 14,192  |
| LPG     | 3,379   |   | 2,414   | 2,141   | 1,795   | 1,340   | 1,302   | 1,528   |
| 電力      | 186,526 |   | 176,972 | 171,893 | 163,851 | 167,639 | 173,388 | 170,118 |
| 合計      | 218,355 |   | 205,274 | 197,626 | 187,581 | 189,224 | 198,864 | 192,607 |

※端数処理により数値の計が合わない場合がある。

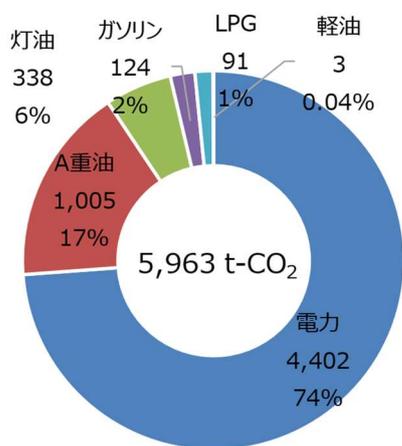


図4 エネルギー種別の二酸化炭素排出量 (2023年度)

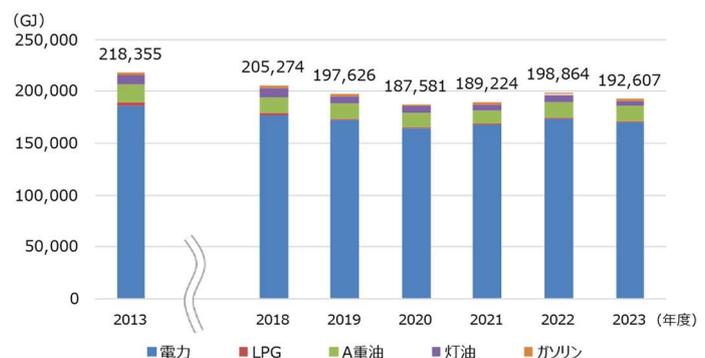


図5 エネルギー消費量（熱量換算）の推移

## 2 直近の温室効果ガスの排出状況

## (1) 基準年度及び最新年度の温室効果ガスの排出状況

2013（平成25）年度及び2023（令和5）年度のエネルギー等の使用状況（活動量）と温室効果ガスの排出量は、表5のとおりです。

温室効果ガス排出量全体の約7割は、電気の使用に伴うものです。電気の次にA重油の使用に伴う排出が多い状況です。

表5 エネルギー等の使用状況及び温室効果ガス排出量

| 項目                                  |                       | 2013年度<br>(基準年度) |                             | 2023年度     |                             |
|-------------------------------------|-----------------------|------------------|-----------------------------|------------|-----------------------------|
|                                     |                       | 使用量等             | 排出量<br>(t-CO <sub>2</sub> ) | 使用量        | 排出量<br>(t-CO <sub>2</sub> ) |
| CO <sub>2</sub> (公共施設)              |                       |                  |                             |            |                             |
|                                     | 電気 kWh                | 18,708,721       | 11,468                      | 17,063,039 | 4,402                       |
|                                     | ガソリン ℓ                | 9,758            | 22                          | 2,778      | 6                           |
|                                     | 灯油 ℓ                  | 266,223          | 667                         | 134,979    | 338                         |
|                                     | 軽油 ℓ                  | 9,231            | 24                          | 113        | 0                           |
|                                     | A重油 ℓ                 | 419,538          | 1,155                       | 364,822    | 1,005                       |
|                                     | LPG m <sup>3</sup>    | 30,934           | 202                         | 13,991     | 91                          |
|                                     | 小計                    |                  | 13,539                      |            | 5,843                       |
| CO <sub>2</sub> (公用車関係)             |                       |                  |                             |            |                             |
|                                     | ガソリン ℓ                | 50,606           | 116                         | 51,292     | 117                         |
|                                     | 灯油 ℓ                  | 1,236            | 3                           | 0          | 0                           |
|                                     | 軽油 ℓ                  | 44               | 0                           | 842        | 2                           |
|                                     | 小計                    |                  | 119                         |            | 120                         |
|                                     | CO <sub>2</sub> 計     |                  | 13,658                      |            | 5,963                       |
| CH <sub>4</sub><br>N <sub>2</sub> O | ガソリン車<br>走行量 km       | 835,501          | 7                           | 688,704    | 5                           |
|                                     | ディーゼル車<br>走行量 km      | 19,294           | 0                           | 5,500      | 0                           |
|                                     | 公共下水道 m <sup>3</sup>  | 4,273,440        | 286                         | 3,971,729  | 266                         |
|                                     | 農業集落排水 m <sup>3</sup> | 584,641          | 39                          | 565,316    | 38                          |
| HFC                                 | カーエアコン<br>保有台数 台      | 125              | 2                           | 135        | 2                           |
|                                     | 合計                    |                  | 13,992                      |            | 6,274                       |

※端数処理により数値の計が合わない場合がある。

## 第2章 本市における温室効果ガス排出量等の現状

2023（令和5）年度の温室効果ガス排出量は、6,274t-CO<sub>2</sub>で2013（平成25）年度の13,992t-CO<sub>2</sub>から7,718t-CO<sub>2</sub>減少しています。この要因の内訳をみると、電気の排出係数による減少量が86%（6,642t-CO<sub>2</sub>）で最も多く、次に公共施設の統廃合による減少量が13%（958t-CO<sub>2</sub>）、省エネによる減少量が1%（97t-CO<sub>2</sub>）となっています。

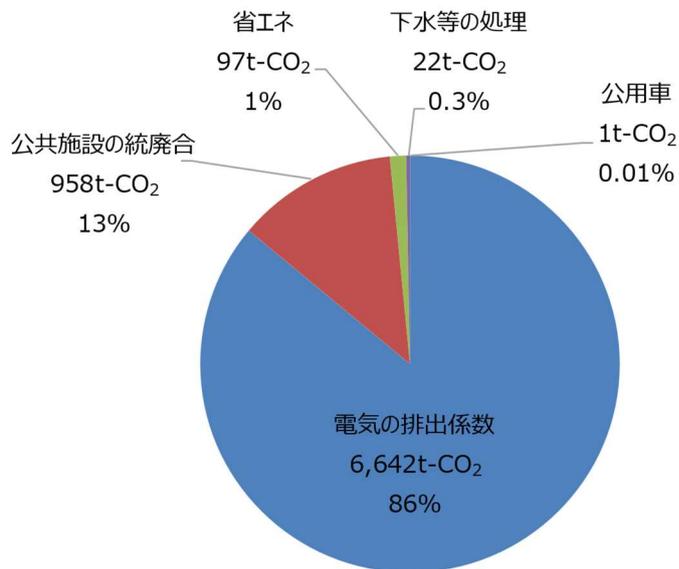
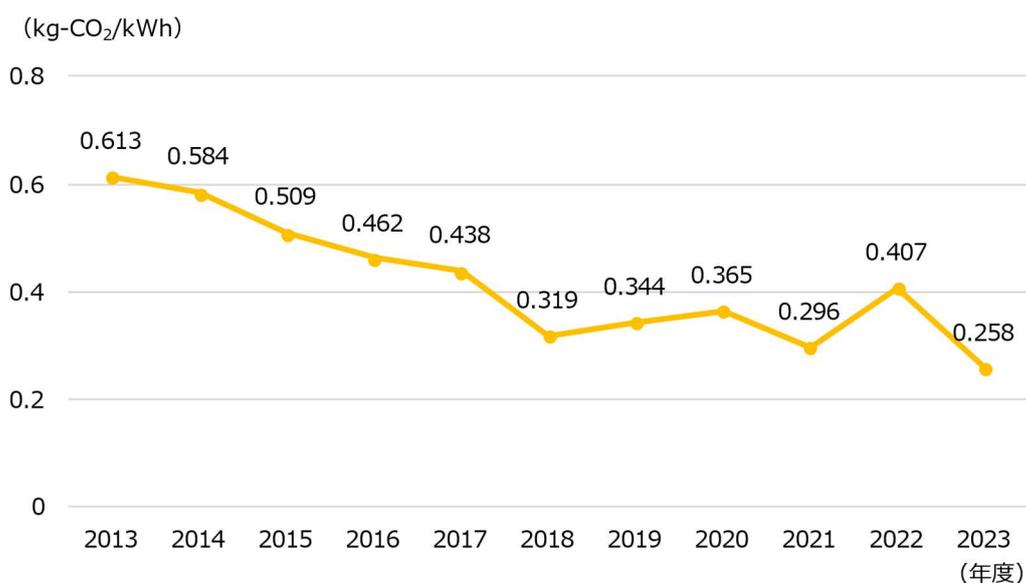


図6 2023（令和5）年度における温室効果ガス排出量の削減内訳（2013（平成25）年度比）

本市の事務事業で使用する電気は、そのほとんどが九州電力株式会社から給電されているものです。このため、電気の使用に伴う温室効果ガスの排出量は、九州電力株式会社の電気のCO<sub>2</sub>排出係数の変動に大きく影響されます。

電気のCO<sub>2</sub>排出係数は毎年度変動しますが、本計画においては、2030年度の係数を国の「地球温暖化対策計画（令和3年10月閣議決定）」と同様に0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh<sup>※</sup>を見込んでいます。

※2030年度の全電源平均の電力排出係数（出典：2030年度におけるエネルギー需給の見通し）



出典：九州電力株式会社

図7 電気のCO<sub>2</sub>の排出係数の推移

## (2) 公共施設における温室効果ガスの排出状況

2023（令和5）年度の施設用途別の温室効果ガス排出量は、表6のとおりです。

施設用途別の温室効果ガス排出量は、供給処理施設、学校教育系施設、保健・福祉施設の順に多くなっています。

### ■ 供給処理施設

供給処理施設には、水の守（し尿処理場）、ポンプ場等が含まれます。これらの施設からの温室効果ガスは、上下水及びし尿等の処理に伴うエネルギー消費により排出されます。

排出削減に向けては、ポンプ等の設備機器を計画的に高効率化するとともに、設備機器の効率的な運転に取り組む必要があります。

### ■ 学校教育系施設、子育て支援系施設

学校教育系施設には、小中学校、給食センターが含まれます。子育て支援系施設には、保育所、学童クラブ等が含まれます。これらの施設からの温室効果ガスは、主に照明や空調等の稼働に伴うエネルギー消費により排出されます。

排出削減に向けては、学習活動に影響を及ぼさない範囲で節電に取り組むとともに、太陽光発電により空調に必要な電力を賄う等の取組が必要です。

### ■ 市民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設

市民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設からの温室効果ガス排出量は、主に照明や空調、給湯設備等の稼働に伴うエネルギー消費により排出されます。

排出削減に向けては、照明のLED化や空調設備、給湯設備等を計画的に更新するとともに、設備機器の効率的な運転に取り組む必要があります。また、施設利用に対して、省エネ対策に対する理解及び協力を促すことも必要です。

### ■ 保健・福祉施設、行政系施設

保健・福祉施設には、玉名市福祉センター、玉名市高齢者等就業支援センター等が含まれます。行政系施設には、玉名市役所、岱明支所、横島支所、受電設備等が含まれます。これらの施設からの温室効果ガス排出量は、主に照明や空調、給湯設備等の稼働に伴うエネルギー消費により排出されます。

排出削減に向けては、照明のLED化や空調設備、給湯設備等を計画的に更新するとともに、設備機器の効率的な運転に取り組む必要があります。また、日常的に市職員が事務処理を行う施設であることから、職員による省エネ活動の実践が不可欠です。

## 第2章 本市における温室効果ガス排出量等の現状

表 6 施設用途別の温室効果ガス排出量

| 用途分類             | 主な施設  | 2023年度排出量<br>(t-CO <sub>2</sub> ) |
|------------------|---|-----------------------------------|
| 市民文化系施設          | 玉名市立伊倉ふれあいセンター、<br>玉名市岱明コミュニティセンター、<br>玉名市民会館 等 | 469                               |
| 社会教育系施設          | 玉名市歴史博物館こころピア、<br>玉名市横島図書館                      | 29                                |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | 玉名市大衆浴場、玉名市草枕山荘、<br>玉名市草枕交流館 等                  | 551                               |
| 産業系施設            | 玉名市農産物直売所郷〇市、<br>玉名商工会館 等                       | 91                                |
| 学校教育系施設          | 玉名町小学校、玉名中学校、<br>玉名中央学校給食センター 等                 | 1,105                             |
| 子育て支援施設          | 玉名第1保育所、伊倉保育所、<br>学童クラブ 等                       | 43                                |
| 保健・福祉施設          | 玉名市福祉センター、<br>玉名市高齢者等就業支援センター 等                 | 891                               |
| 行政系施設            | 玉名市役所、岱明支所、横島支所、<br>受電設備 等                      | 593                               |
| 公営住宅             | 陣内団地、山田団地、四本木団地 等                               | 27                                |
| 供給処理施設           | 水の守、ポンプ場 等                                      | 2,045                             |
| その他              | 玉名市天水石けん加工施設、<br>肥後伊倉駅トイレ施設 等                   | 0.1                               |
| 合計               |   | 5,843                             |

※端数処理により数値の計が合わない場合がある。

(3) 公用車における温室効果ガスの排出状況

公用車における温室効果ガスのほとんどは、ガソリンの使用に伴い排出されます。

2023（令和5）年度の温室効果ガス排出量は、120t-CO<sub>2</sub>で、2013（平成25）年度（基準年度）の116t-CO<sub>2</sub>から3%増加しています。これは、2013（平成25）年度以降、公用車の保有台数が増加したことが要因です。

一方、2018（平成30）年度をピークに、1台あたりのガソリン使用量が微減傾向にあり、排出量も減少しています。この要因として、新型コロナウイルス感染予防対策として、リモート会議等が増加し、移動機会が減少したことが考えられます。

表7 公用車における温室効果ガス排出量

単位：t-CO<sub>2</sub>

| 項目 \ 年度 | 2013 | ～ | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|---------|------|---|------|------|------|------|------|------|
| ガソリン    | 116  |   | 144  | 138  | 124  | 119  | 119  | 117  |
| 軽油      | 0.1  |   | 13   | 12   | 8    | 8    | 8    | 2    |
| 合計      | 116  |   | 156  | 150  | 132  | 127  | 127  | 120  |

※端数処理により数値の計が合わない場合がある。

表8 公用車の走行距離及び保有台数

| 項目 \ 年度        | 2013 | ～ | 2018 | 2019 | 2020 | 2021 | 2022 | 2023 |
|----------------|------|---|------|------|------|------|------|------|
| 公用車所有台数<br>(台) | 125  |   | 132  | 137  | 137  | 140  | 135  | 135  |



※「1台あたりガソリン使用量」については2013年度を100とした場合の推移を示す。

図8 公用車における温室効果ガス排出量の推移

## 第3章 温室効果ガス総排出量に関する数値的な目標の設定

### 1 目標設定の考え方

国の「地球温暖化対策計画」では、地方公共団体が該当する「業務その他部門」では、2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比で51%削減が目標となっており、地球温暖化対策計画と同水準以上の削減を目指すものとします。

### 2 温室効果ガスの削減ポテンシャル

2030（令和12）年度の削減目標を検討するにあたり、本計画見直し後に見込まれる公共施設の統廃合、照明のLED化、空調の更新、公用車の電動化及び電気の排出係数低減による削減ポテンシャル及びエアコン増設による排出量の増加見込みを試算し、これらの削減効果を最大限考慮した場合の排出見込量を試算しました。試算結果は、表9のとおりです。

想定される対策効果を最大限考慮すると、2030（令和12）年度における温室効果ガスの削減率は、2013（平成25）年度比-60%になります。

なお、公共施設の太陽光発電導入については、本計画策定後に導入可能性を調査するため、削減ポテンシャルの試算対象としていません。

表9 基準年度の温室効果ガス排出量及び2030年度の温室効果ガス排出見込み

| 区分           | 年度 | 温室効果ガス排出量 (t-CO <sub>2</sub> ) |              |              |             |
|--------------|----|--------------------------------|--------------|--------------|-------------|
|              |    | 2013年度                         | 2023年度       | 2030年度       |             |
|              |    |                                |              | 排出量          | 2013比       |
| <b>排出量全体</b> |    | <b>13,992</b>                  | <b>6,274</b> | <b>5,530</b> | <b>-60%</b> |
| 二酸化炭素（公共施設）  |    | 13,539                         | 5,843        | 5,116        | -62%        |
| 二酸化炭素（公用車）   |    | 119                            | 120          | 102          | -14%        |
| メタン          |    | 120                            | 112          | 112          | —           |
| 一酸化二窒素       |    | 212                            | 198          | 198          | —           |
| ハイドロフルオロカーボン |    | 2                              | 2            | 2            | —           |

※端数処理により数値の計が合わない場合がある。

(1) 各対策における温室効果ガスの削減ポテンシャル

■ 削減ポテンシャル1：公共施設の統廃合

|        |   |                       |         |
|--------|---|-----------------------|---------|
| 対策内容   | 公共施設等総合管理計画等に基づき、公共施設の集約や統廃合を推進する。  |                       |         |
| 削減見込   | 2030年度までに統廃合が見込まれている8施設について、2023年度のエネルギー消費に伴う排出量を2030年度の排出削減ポテンシャルとして見込む。 |                       |         |
|        | エネルギー消費削減量  |                       |         |
|        | 電力 (kWh)  | ガソリン (L)              | 軽油 (L)  |
|        | 921,098   | 2,685                 | 0       |
|        | 灯油 (L)  | LPG (m <sup>3</sup> ) | A重油 (L) |
| 47,131 | 3,293   | 10,900                |         |
|        | 排出削減量 (t-CO <sub>2</sub> )  |                       |         |
|        | 414   |                       |         |

■ 削減ポテンシャル2：照明のLED化

|      |   |  |
|------|---|--|
| 対策内容 | 公共施設の既存照明をLED照明へ更新する。                             |  |
| 削減見込 | 2030年度までに既存の蛍光灯をLEDへ更新することにより、照明の消費電力約67%の削減を見込む。 |  |
|      | エネルギー消費削減量  |  |
|      | 電力 (kWh)  |  |
|      | 688,951   |  |
|      | 排出削減量 (t-CO <sub>2</sub> )                        |  |
| 178  |   |  |

■ 削減ポテンシャル3：空調の更新

|      |  |  |
|------|--|--|
| 対策内容 | 公共施設の既存空調を高効率空調設備へ更新する。                                  |  |
| 削減見込 | 2030年度までに既存の空調設備を高効率空調設備へ更新することにより、空調設備の消費電力約10%の削減を見込む。 |  |
|      | エネルギー消費削減量   |  |
|      | 電力 (kWh)   |  |
|      | 95,157   |  |
|      | 排出削減量 (t-CO <sub>2</sub> )                               |  |
| 25   |  |  |

### 第3章 温室効果ガス総排出量に関する数値的な目標の設定

#### ■ 削減ポテンシャル4：公用車（ガソリン）の電動車への更新

| 対策内容                       | 公用車（ガソリン）のうち、10台を電気自動車、20台をハイブリッド車へ更新する。  |          |          |        |       |                            |    |
|----------------------------|---|----------|----------|--------|-------|----------------------------|----|
| 削減見込                       | <p>2030年度までに公用車（ガソリン）10台を電気自動車、20台をハイブリッド車へ更新することにより、消費するエネルギーをガソリンから電気へ転換する。</p> <p>エネルギー消費削減量</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電力 (kWh)</th> <th>ガソリン (L)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>-6,250</td> <td>8,350</td> </tr> </tbody> </table><br><table border="1"> <thead> <tr> <th>排出削減量 (t-CO<sub>2</sub>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> | 電力 (kWh) | ガソリン (L) | -6,250 | 8,350 | 排出削減量 (t-CO <sub>2</sub> ) | 18 |
| 電力 (kWh)                   | ガソリン (L)  |          |          |        |       |                            |    |
| -6,250                     | 8,350   |          |          |        |       |                            |    |
| 排出削減量 (t-CO <sub>2</sub> ) |   |          |          |        |       |                            |    |
| 18                         |   |          |          |        |       |                            |    |

#### ■ 削減ポテンシャル5：電気の排出係数低減

| 対策内容                       | 電気の排出係数低減（国の対策効果）。  |                            |     |
|----------------------------|---|----------------------------|-----|
| 削減見込                       | <p>2030年度における電力の排出係数が、0.258kg-CO<sub>2</sub>/kWh（2023年度、九州電力）から0.25kg-CO<sub>2</sub>/kWh（2030年度におけるエネルギー需給の見通し）へ低減することを見込む。</p><br><table border="1"> <thead> <tr> <th>排出削減量 (t-CO<sub>2</sub>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>123</td> </tr> </tbody> </table> | 排出削減量 (t-CO <sub>2</sub> ) | 123 |
| 排出削減量 (t-CO <sub>2</sub> ) |   |                            |     |
| 123                        |   |                            |     |

### （2）温室効果ガスの増加見込み

#### □ エアコン増設による排出量の増加見込み

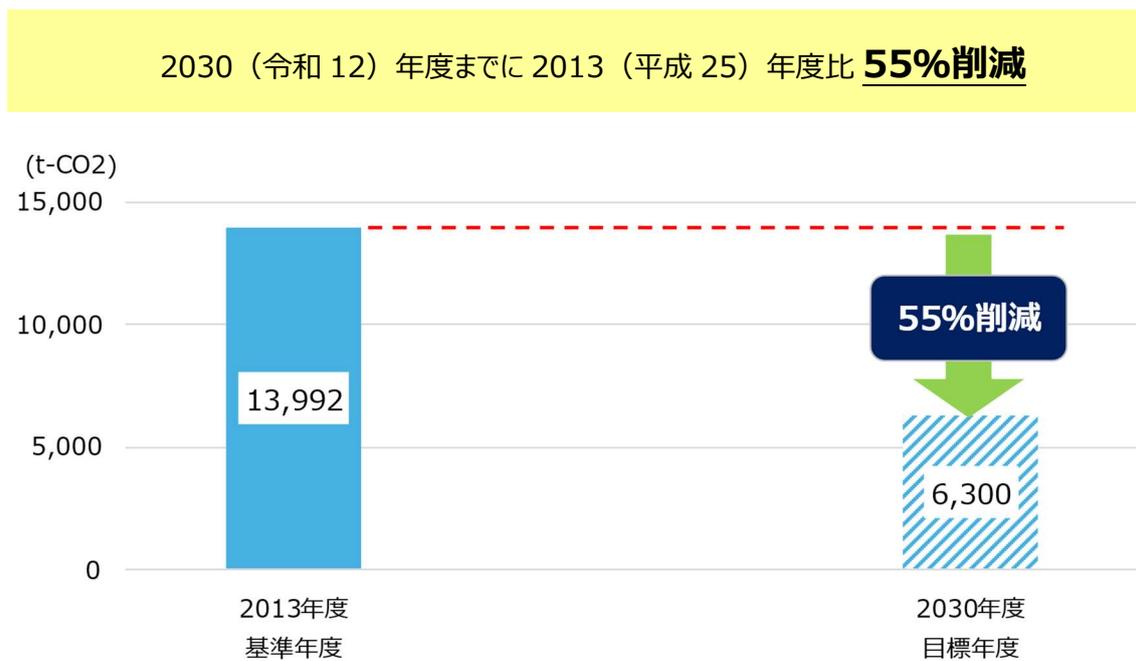
| 内容                         | エアコン増設による排出量の増加。  |          |        |                            |    |
|----------------------------|---|----------|--------|----------------------------|----|
| 増加見込                       | <p>今後、小中学校等へのエアコンを増設することとしており、エアコンの稼働に伴う消費電力の増加を見込む。</p> <p>エネルギー消費増加見込み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>電力 (kWh)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>52,452</td> </tr> </tbody> </table><br><table border="1"> <thead> <tr> <th>排出増加量 (t-CO<sub>2</sub>)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> | 電力 (kWh) | 52,452 | 排出増加量 (t-CO <sub>2</sub> ) | 14 |
| 電力 (kWh)                   |   |          |        |                            |    |
| 52,452                     |   |          |        |                            |    |
| 排出増加量 (t-CO <sub>2</sub> ) |   |          |        |                            |    |
| 14                         |   |          |        |                            |    |

### 3 温室効果ガス総排出量に関する削減目標

#### (1) 温室効果ガス排出量の削減目標

2023（令和5）年度の温室効果ガス排出量は、基準年度から55%削減しているものの、新たに公共施設の共用が開始されたことや、新型コロナウイルス感染症から平常時への移行による公共施設の稼働状況の回復、気温上昇等により、今後、公共施設におけるエネルギー消費量が増加していくことが推測されます。

このような状況を踏まえ、2030（令和12）年度における温室効果ガスの削減目標を以下のとおり設定します。



#### (2) エネルギー消費量の削減目標

2030（令和12）年度のエネルギー消費量の削減目標は、温室効果ガス排出量の削減目標に合わせて以下のとおり設定します。

表 10 基準年度のエネルギー消費量及び2030年度のエネルギー消費量の削減目標

| 内容                     | 2013<br>(基準年度) | 2030<br>(目標年度) |       |
|------------------------|----------------|----------------|-------|
|                        |                | 消費量            | 2013比 |
| 電気 (kWh)               | 18,708,721     | 17,700,000     | -5%   |
| ガソリン (L)               | 60,364         | 54,070         | -10%  |
| 灯油 (L)                 | 267,459        | 134,979        | -50%  |
| 軽油 (L)                 | 9,275          | 955            | -90%  |
| A重油 (L)                | 419,538        | 364,822        | -13%  |
| LPガス (m <sup>3</sup> ) | 30,934         | 13,991         | -55%  |

## 第4章 目標達成に向けた取組

### 1 取組を進めるうえでの基本的な考え方

#### (1) 取組方針

本市の行う事務事業によって排出される温室効果ガスは、電気の使用によるものが7割を占めていることから、電気の使用に関わる対応策を検討することが効果的であると考えられます。引き続き、電力使用量の削減に努めるとともに、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの導入検討を進めます。

また、これ以外に、公共施設からの温室効果ガスを削減するために、適正な公共施設の配置、施設改修による設備機器の高効率化等を進める必要があります。このため、本市の公共施設の維持管理に関する計画である「玉名市公共施設長期整備計画」に基づき、「公共施設の統廃合」「施設改修」を推進します。

#### (2) 目標達成に向けた取組の体系

設定した温室効果ガスの削減目標の達成に向けて、以下の3つの項目に分け取組を推進します。

- 1 施設の管理・運営等に関する取組（施設管理者としての取組）
- 2 日常業務における取組（職員としての取組）
- 3 その他

また、本計画において、特に重点的に推進する取組を「重点取組」として位置づけます。

#### 【重点取組の考え方】

- ① 国の「地球温暖化対策計画」、「政府実行計画」を踏まえた取組
- ② 本市のエネルギー使用や事務事業において、特に重点的な措置が必要な取組

## 2 取組の内容

### (1) 施設の管理・運営等に関する取組（施設管理者としての取組）

#### 重点取組① 太陽光発電の導入検討

- ◆ 公共施設における太陽光発電導入可能性調査を実施する。
- ◆ 可能性調査の結果を踏まえ、設置可能な市保有の建築物に太陽光発電設備の設置を検討する。
- ◆ 太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電設備の導入を検討する。
- ◆ ペロブスカイト太陽電池\*の導入を検討する。

#### 重点取組② 新築建築物のZEB化

- ◆ 建築物の新築又は建替え、大規模改修の設計においては、ZEB\*化を検討する。

#### 重点取組③ LED照明の導入

- ◆ 照明機器の更新時には、LED照明を導入し、既存設備を含めた市全体のLED照明の導入割合を2030（令和12）年度までに100%とする。

\* ペロブスカイト太陽電池：ペロブスカイト結晶を用いた太陽電池で、従来の太陽光パネルに比べて厚さは100分の1、重さは10分の1と、薄くて軽いのが特徴である。

\* ZEB（Net Zero Energy Building）：快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

## 第4章 目標達成に向けた取組

### ① 建築物の建築・改築時及び設備更新時の取組

本市の公共施設において、公共施設等総合管理計画等の上位計画に基づき、施設の計画的な建替え、改修を予定しています。また、設備更新によるエネルギー使用設備の省エネ対策を進めています。

そこで、以下の事項に取り組むことで環境に配慮した建築物の建築・改築及び計画的な設備更新を推進します。

#### ア) エネルギー使用の抑制に関する取組

---

##### 【建物外皮による熱負荷抑制】

- ・ 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入により、断熱性の向上に努める。

##### 【自然エネルギーの利用】

- ・ 太陽光等自然エネルギーの導入を検討する。
- ・ 太陽光熱を利用した温水利用設備の導入を検討する。

##### 【設備システムの高効率化】

- ・ BEMS\*の導入を検討し、エネルギー消費量の最適化・低減を図る。
- ・ 空調システムについては、全熱交換システムの導入を検討する。
- ・ 熱源や空調機器については高効率機器へ更新する。
- ・ 送風機や空調機については省エネベルトへの変更を検討する。
- ・ 照明設備については、高効率照明器具（LED 照明等）の使用、施設部位に応じた点灯方式の採用等により、照明エネルギーの最小化を図る。

#### イ) 資源及び資材の適正な利用

---

- ・ 市有施設等における木材の利用に努める。
- ・ 再生資源を活用する。

---

\* BEMS（Building and Energy Management System）：室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのこと。

ウ) 緑化の推進

---

- ・ 緑地の適正な維持管理を行う。
- ・ 緑化を計画的に推進する。

エ) その他の取組

---

- ・ 水の有効利用設備や雨水利用設備の導入に努める。
- ・ 雨水地下浸透（透水性舗装など）に努める。
- ・ 節水コマ\*、シャワーヘッド、自動水洗等節水機器を導入する。

---

\* 節水コマ：上水道の蛇口内部に取り付けるゴム製又は樹脂製の節水用のコマで、流出水量を調節することができ節水効果をもたらされる。

## 第4章 目標達成に向けた取組

### ② 運用改善に関する取組

「設備機器の運用改善」による温室効果ガスの削減効果は、他の取組と比較してあまり大きくありません。しかし、性能の高い設備を導入しても、性能を充分発揮できる運転ができていなければ、設備機器の省エネ性能を引き出すこともできません。

そこで、普段から設備機器の高効率な運転を心がけることで、機器が持つ省エネ効果を最大限引き出し、温室効果ガスの抑制を図ります。

設備機器の運用改善に向けて以下の事項に取り組みます。

#### ア) 日常業務の中での省エネルギー等への取組

---

##### 【照明機器の管理】

- ・ 適正な照度、点灯時間等の管理を行う。
- ・ 照明点灯箇所を再検討する。
- ・ 照明器具を清掃する。
- ・ 日中、照度が十分に得られない場所は、反射板を取り付ける。

##### 【空調機器の管理】

- ・ 冷暖房は適正な室温（原則、冷房 28℃、暖房 18℃）になるよう温度を設定する。
- ・ 夏季はカーテン、ブラインド等の活用、冬季は窓や出入口の開放を制限するなど、空調機器の効率を上げる。
- ・ 空調機の室外機には、夏季によしず等による日よけを実施する。
- ・ 勤務時間外の冷暖房を自粛する。
- ・ エアコンフィルターの定期的な清掃や管理を行う。

##### 【燃料使用量の削減】

- ・ ボイラー等の適正な運転の管理（燃焼設備の空気比管理など）を行う。
- ・ 脱炭素化された電力による電化を検討する。
- ・ 木質バイオマス燃料の利用を検討する。
- ・ 燃料転換が可能な場合は環境負荷の少ない燃料への転換を進める。

③ 公用車に関する取組

公用車においては、普段からエコドライブ運転等の省エネ行動に加え、低燃費、低排出ガスの次世代自動車（電気自動車やハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等）など環境に配慮した車両の導入に努め、温室効果ガスの抑制を図ります。

公用車からの温室効果ガスの排出削減に向けて以下の事項に取り組みます。

**重点取組④ 電動車の導入**

- ◆ 公用車の更新・新規導入の際は、特殊車両等の一部を除き、次世代自動車を基本とする。

ア) エネルギーの削減

**【車両購入】**

- ・ 可能な限り、小型（排気量、大きさ）を選択する。
- ・ 車両更新時には、次世代自動車（電気自動車やハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等）を基本とする。
- ・ 二酸化炭素や窒素酸化物等の排出量が少なく、燃費の良い車両を選択する。

**【エコドライブ等の推進】**

- ・ 不要なアイドリング、急発進・急加速をしない等のエコドライブを徹底する。
- ・ 待機時はエンジンを停止する。
- ・ 公用車の効率化（相乗り及び効率的な使用）を図る。
- ・ 合理的な走行ルートを選択により効率的に運行する。
- ・ 公共交通機関・自転車の利用に努める。

**【燃料の使用量の削減】**

- ・ 走行距離、燃費使用量などの実態把握と改善を行う。

**エコドライブ**

エコドライブとは、燃料消費量や二酸化炭素排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけのことです。

〈エコドライブ 10 のすすめ〉

- |                             |                      |
|-----------------------------|----------------------|
| 1. 自分の燃費を把握しよう              | 5. エアコンの使用は適切に       |
| 2. ふんわりアクセル「eスタート」          | 6. ムダなアイドリングはやめよう    |
| 3. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転 | 7. 渋滞を避け、余裕をもって出発しよう |
| 4. 減速時は早めにアクセルを離そう          | 8. タイヤの空気圧から始める点検・整備 |
|                             | 9. 不要な荷物はおろそう        |
|                             | 10. 走行の妨げとなる駐車はやめよう  |

## 第4章 目標達成に向けた取組

### (2) 日常業務における取組（職員としての取組）

#### ア) エネルギーの削減

---

##### 【照明】

- ・ 始業前や残業時、昼休みは、業務に支障のない範囲で消灯する。
- ・ トイレ、給湯室、会議室などの断続的に使用する箇所の照明は使用後に消灯する。
- ・ 日中、照度が十分に得られる場所は、照明機器を消灯する。
- ・ 昼間は、窓付近の照明を消灯する。

##### 【OA 機器】

- ・ パソコン、プリンター、コピー機を省エネモードに設定する。
- ・ パソコン不使用時のモニター、プリンターの電源を切断する。
- ・ コピー機の集中管理を徹底し、台数の削減を図る。
- ・ 印刷機の利用促進を行う。（コピー10枚以上は、印刷機使用）

##### 【冷暖房】

- ・ 空調していない部分に通じる出入口を開放しない。
- ・ 空調機器の吹き出し口周辺に物等を置かないようにする。

##### 【その他】

- ・ LAN 活用により周辺機器の共有化を図る。
- ・ 退庁時、不必要な電源ケーブルは原則コンセントを抜くことや、省エネ型タップ等を活用することで、待機電力を省く。
- ・ 階段を利用し、エレベーターの利用を減らす。
- ・ 業務に関係のない電化製品を事務所に持ち込まない。
- ・ 省エネ対策の執務状況に対応した能率的な服装として、夏季期間のクールビズ、冬季期間のウォームビズを実施する。
- ・ 公用車を運転するときは、エコドライブを徹底する。

#### イ) 用紙類の削減

---

- ・ 両面コピー、両面印刷を徹底する。
- ・ コピー、印刷物のページ数及び部数の減量化、簡素化を図る。
- ・ 不要文書、ミスコピーの裏面を利用する。
- ・ ミスコピー紙のため回収ボックスを設置し、コピー機には専用トレイを設け再利用する。
- ・ 試し刷り等、必要期間の短い資料は、裏紙を活用する。
- ・ 会議資料の簡素化・共有化を図り、手持ち資料の減量化を図る。
- ・ プロジェクターや電子端末、タブレットを活用することにより会議のペーパーレス化に努める。
- ・ 会議で事前に配布した資料は再配布しない。
- ・ 会議資料等の部分訂正は、差し替えではなく、見え消しや言葉で行う。
- ・ 庁内回答文書における形式的な鏡文を廃止する。
- ・ ファクシミリの送付状省略を心がける。
- ・ 使用済み封筒、不用紙、ファイル、付箋紙等を再利用する（市機関相互の文書送付は、使用済み封筒を使用する）。
- ・ 会議での封筒は原則、配布しない。
- ・ 県への集約発送文書は、封筒の使用を自粛する。
- ・ 電算結果は、磁気ディスクに保存する。
- ・ 庁内 LAN、電子メール、ホームページ等を活用し、ペーパーレス化を推進する。
- ・ 計画書や報告書などの刊行物は、ホームページや記録媒体による情報提供を推進し、制作部数の削減、在庫管理の徹底を図る。

#### ウ) 水使用の削減

---

- ・ 節水型器具を導入し、節水を励行する。
- ・ 食器洗浄や洗濯時などは、水を流したままにしない。
- ・ バケツを利用するなど洗車方法を改善する。
- ・ 流水擬音・感知式自動水洗など、節水有効機器の設置を促進する。
- ・ 洗面、歯磨きをする時は、こまめに水を止める。
- ・ 散水用水等には、雨水の利用を促進する。

## 第4章 目標達成に向けた取組

### 工) 環境配慮製品の購入

---

#### 【電気製品類】

- ・ 適正規模の機器を選択する。
- ・ LED照明など省エネルギー型の製品を購入する。
- ・ 待機時消費電力の少ない省エネ型製品を購入する。
- ・ OA機器は、エネルギー消費の少ない製品を購入する。
- ・ エネルギー消費量の少ない液晶ディスプレイを導入する。
- ・ フロン\*使用製品はフロン規制対応製品や非フロン系製品を選択する。

#### 【事務用紙類等】

- ・ 古紙配合率\*の高い用紙を購入する。
- ・ 白色度\*の低い製品を購入する。

#### 【印刷物等】

- ・ 古紙配合率の高い印刷物を発注する。
- ・ 非塗工紙\*を購入する。
- ・ 再生紙使用マーク、古紙配合率及び白色度を表示する。

#### 【事務用品類等】

- ・ 再生紙が使用されている製品を購入する。
- ・ 事務用品は、リサイクル可能な物を購入する。
- ・ 事務用品は、間伐材\*、再生樹脂\*等から作られた製品を購入する。
- ・ 環境配慮型の製品\*や、グリーン購入適合品\*を優先的に採用する。

#### 【衛生用紙】

- ・ トイレトペーパーは再生紙が使用されている製品を購入する。

---

\* フロン：フルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）の総称。化学的にきわめて安定した性質で扱いやすく、人体に毒性が小さいといった性質を有していることから、エアコン、冷蔵・冷凍庫の冷媒や、建物の断熱材、スプレーの噴射剤など、身の回りの様々な用途に活用されてきたが、生物に有害な紫外線を吸収する役割を持つオゾン層を破壊し、二酸化炭素の数百倍から1万倍以上の非常に大きな温室効果があることが明らかにされ、より、影響の少ない物質への代替が、進められている。

\* 古紙配合率：再生紙を製造するときの古紙パルプの混入率のこと。

\* 白色度：紙の白さの度合いを指標にしたもの。数値が高いほど白いとされている。

\* 非塗工紙：表面に印刷適正を向上させる塗料などが塗られていない印刷用紙。

例：（非塗工紙）ノート、便箋、（塗工紙）チラシ、カタログ

\* 間伐材：立木密度を疎にし、残った木の肥大成長を促し、森林全体を健康にするため、材木の一部を伐採したもの。

\* 再生樹脂：廃棄される又は規格外のプラスチックを種類ごとに分別し、もう一度原料として再利用される樹脂のこと。

\* 環境配慮型の製品：Rマーク、エコマーク、グリーンマークのついた製品など環境への負荷が小さい製品。

\* グリーン購入適合品：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の特定調達品目及びその判断基準に適合する商品。

**【容器・包装材】**

- ・簡易包装された商品を購入する。

**【その他】**

- ・事務服や作業服は原則、ペットボトル再生繊維を使用した製品を購入する。
- ・プラスチック製品の調達にあたっては、認定プラスチック使用製品を調達する。
- ・部品の交換修理が可能な製品を購入する。
- ・保守・修理サービス期間の長い製品を購入する。
- ・新たな物品を購入する際には、他課からの借り入れを考えた上で、必要最低限の購入に留める。
- ・スプレー製品の噴射剤は、非フロン系製品を購入する。

オ) 廃棄物の削減

---

**【3R + Renewable\*の推進】**

- ・使い捨て製品を極力抑制し、詰め替え可能な製品の購入に努める。
- ・マイバッグ、マイ箸、マイボトル持参を心がけ、レジ袋、割りばし、ペットボトル等の使い捨て製品の使用の抑制に努める。
- ・庁舎等の施設利用者に対して、ごみの発生抑制・分別を呼びかける。
- ・使用済みファイル等事務用品の再使用に努める。
- ・資源化できる紙類等の分別を徹底する。
- ・シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄のみとする。

**【食品ロス】**

- ・食品ロスの削減に向け、食品ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を行う。

---

\* 3R+Renewable : 3Rとは、（Reduce（ごみの発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（再利用））のこと。  
Renewableとは再生可能な資源に替えることをいい、例えば、プラスチック製のレジ袋をバイオマスプラスチック製に替えること。

## 第4章 目標達成に向けた取組

### (3) その他の取組

#### ア) 本市が排出する廃棄物の削減

---

- ・ コピー機、プリンターのトナーカートリッジについて、業者回収により再利用を図る。
- ・ 廃棄物の処理及び資源化量を把握する。
- ・ 古紙類やアルミ缶・スチール缶・びん・ペットボトルの分別回収・リサイクルを徹底する。
- ・ 公用自動車、電気冷蔵庫、空調機器の廃棄時は、冷媒（フロン及び代替フロン）の回収を条件とする。
- ・ 解体物の再生利用化及びリサイクル化を検討する。
- ・ 建設廃棄物の発生抑制を図る。
- ・ 建設廃棄物の適正処理を徹底する。
- ・ フロンガス等の回収を徹底する。

#### イ) 市職員の取組促進に向けた支援

---

- ・ 庁内文書等により、職員に対し省エネに向けた取組の周知啓発を行う。

## 第5章 計画の進捗管理の仕組み

### 1 推進体制・点検体制

#### (1) 推進体制・点検体制

本計画の推進体制は以下のとおりです。計画の推進にあたっては、「玉名市地球温暖化対策の推進に関する要綱」に基づき、全庁的に推進します。なお、本市においては、計画期間が長期間に及ぶこと、及び継続的に改善する必要があることから実行推進体制と点検・評価体制として、玉名市地球温暖化対策会議（エコプロジェクト）を設置しています。

毎年度、取組状況や温室効果ガスの総排出量等を把握するための調査を全庁的に行い、取組の進捗状況を点検します。

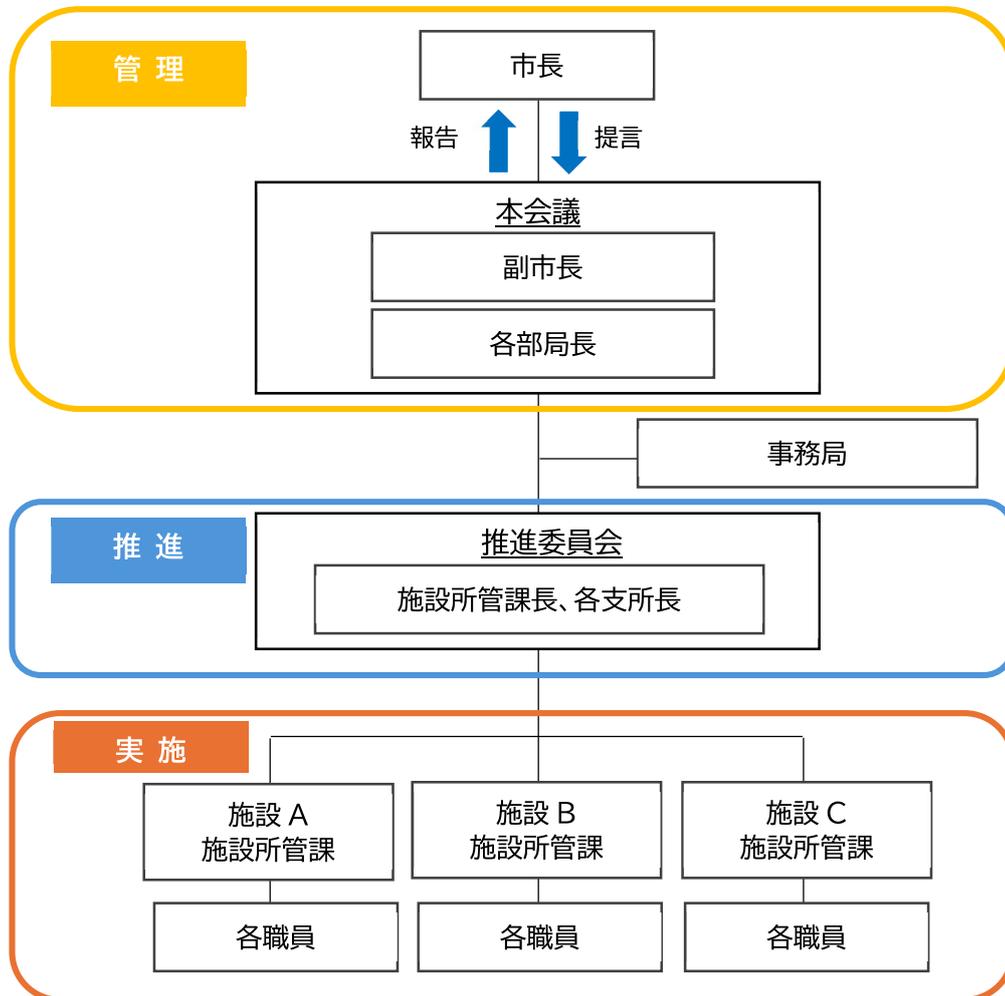


図 9 推進体制図

## 第5章 計画の進捗管理の仕組み

### (2) 各主体の役割

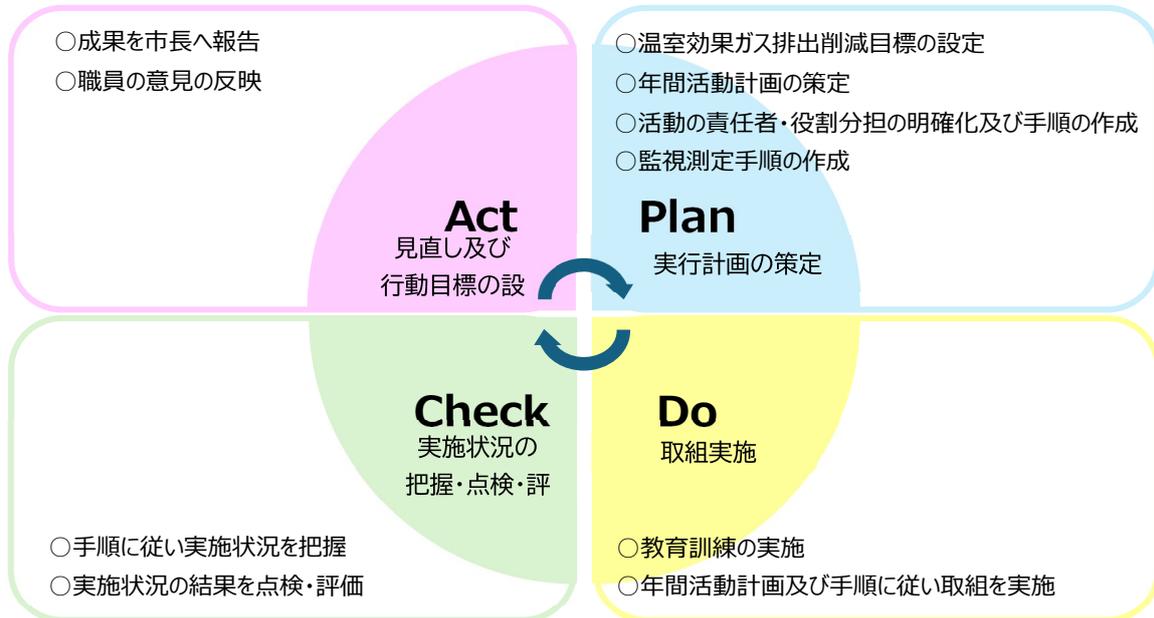
各主体の役割は以下のとおりです。

表 11 各組織の役割

| 組織    | 構成員  | 内容   |
|-------|--|--|
| 本会議   | 副市長、教育長、総務部長、<br>企画経営部長、市民生活部長、<br>健康福祉部長、産業経済部長、<br>建設部長、企業局長、議会事務局長、<br>教育部長 | 計画の承認、実施状況評価、市長への報告                                  |
| 推進委員会 | 施設所管課長、<br>各支所長（各市民生活課長）   | 基礎的な調査の実施、取組・目標の検討、<br>本会議への報告、各施設における地球温<br>暖化対策の推進 |
| 実施組織  | 各施設の管理者、職員   | 施設の特色を踏まえた取組の立案と進捗・点<br>検・管理                         |
| 事務局   | 市民生活部環境整備課、<br>企画経営部管財課、建設部営繕課   | 各会議の庶務、内容取りまとめ                                       |

## 2 進捗管理の仕組み

本計画の効果的、効率的な推進を図るために、カーボン・マネジメントシステムの考え方を取り入れた推進体制を構築し、計画の継続的な改善を目指します。



以下に PDCA サイクルの区分に沿った具体的なカーボン・マネジメントの作業内容を示します。

### ■ 具体的なカーボン・マネジメントシステムの作業内容

| PDCA サイクル区分            | カーボン・マネジメント作業内容   |
|------------------------|---|
| Plan<br>実行計画の策定        | ①実態調査<br>温室効果ガス総排出量の算定に係る活動量や『取組』の実施状況等の情報を毎年度把握する。情報を把握する方法は、担当者がシステムに入力する方法で行う。<br>その他、熱源更新や LED 更新なども入力していくことで、施設の実質的な状況も把握する。 |
| Do<br>取組実施             | ②総排出量の算定<br>システムの入力が済み次第、入力情報の確認を行い、集計する。その内容に基づいて温室効果ガスの排出量を施設ごとに算定する。総排出量の算定は事務局が行う。算定結果は、推進委員会へ報告する。                           |
| Check<br>実施状況の把握・点検・評価 | ③分析・評価<br>推進委員会は、事務局から報告された温室効果ガスの排出状況等について、評価を行う。評価は、当該年度と基準年度の総排出量を比較し、その差の要因（増減要因）を分析する方法で行う。                                  |
| Act<br>見直し及び行動目標の設定    | ④見直し<br>評価結果により見直しの必要性が認められた場合は、事務局で見直しを行う。<br>見直しの結果は、推進委員会で取りまとめ、本会議に報告し、次年度の取り組みの方針に反映する。                                      |
| 実施状況等の公表               | ⑤公表<br>本計画の内容、実施状況、計画見直しに関する事項等は、市ホームページ等を通じて市民に公表する。   |
| その他                    | ⑥推進<br>地球温暖化対策としての取組をさらに啓発する必要がある場合は、事務局は研修会を開催する。  |

### 3 計画の点検・評価

#### (1) 点検・評価の方法

事務局は、施設所管課から報告された毎年度の温室効果ガスの排出状況等を取りまとめ、評価を行います。評価は、当該年度と基準年度の総排出量を比較し、その差の要因（増減要因）分析や研修等への取組の進捗で行います。

#### (2) 点検・評価の項目

点検項目は、事務局が施設所管課に対して「カーボン・マネジメントシステム（温室効果ガス排出量算定・集計）ツール」を活用し、定期に調査し、推進委員会に報告するものとします。

| 調査内容                              | 記入者                    | 実施時期（案）      |
|-----------------------------------|------------------------|--------------|
| ステップ1：<br>入力・集計ブックの編集<br>（新年度追加等） | 事務局<br>（編集はツール管理者が実施）  | 4月頃（1年に1回）   |
| ステップ2：<br>施設毎にデータ・設備更新情報<br>入力    | 施設所管課<br>（施設の入力担当者が実施） | 5～6月頃（1年に1回） |
| ステップ3：<br>全体集計                    | 事務局<br>（集計はツール管理者が実施）  | 7～8月頃（1年に1回） |

#### (3) 公表

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第10項において、地球温暖化対策実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガスの総排出量を含む）については、公表が義務付けられています。

そこで、本計画の進捗状況及び点検・評価の結果については、毎年度、ホームページや広報により公表します。また、行政の取組を公表することで、市民や事業者等に対しても環境配慮に向けた行動を促すことが期待されます。

## 第6章 資料編

### 1 温室効果ガス総排出量の算定範囲及び算定方法

本市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）令和6年4月」（環境省）を参考に推計しています。

本市の事務事業から排出される温室効果ガスは、公共施設や公用車等の活動量（燃料使用量や電気使用量等）に、単位量当たりの排出係数を乗じて推計します。

#### ■ 温室効果ガスの排出量の算定方法（計算例）

$$\text{各温室効果ガスの排出量} = \text{活動量 (燃料使用量や電気使用量等)} \times \text{排出係数}$$

表 12 温室効果ガスの排出量の算定方法

| ガスの種類        | 推計対象         | 推計方法             |
|--------------|--------------|------------------|
| 二酸化炭素        | 公共施設、<br>公用車 | 活動量×排出係数         |
| メタン          | 公用車          | 燃料種別公用車走行距離×排出係数 |
|              | 下水等の処理       | 下水処理量×排出係数       |
| 一酸化二窒素       | 公用車          | 燃料種別公用車走行距離×排出係数 |
|              | 下水等の処理       | 下水処理量×排出係数       |
| ハイドロフルオロカーボン | 公用車          | 公用車台数×排出係数       |

## 2 対象とする組織及び施設

本計画の対象施設は以下のとおりです。対象施設は、2024（令和6）年12月度時点の情報に基づいて組織及び施設を見直しています。

### ■対象組織及び施設

| 部         | 課・局・所・室    | 施設   |
|-----------|------------|--|
| 総務部       | 人権啓発課（1）   | 玉名市立伊倉ふれあいセンター   |
| 企画        | 地域振興課（1）   | 肥後伊倉駅トイレ施設   |
| 経営部       | 管財課（2）     | 玉名市民会館，玉名市役所   |
|           | 情報政策課（1）   | 玉名市電算室   |
|           | 環境整備課（7）   | 玉名市天水石けん加工施設，水の守，公衆便所，旧玉名市クリーンセンター，旧天水町塵焼却場，玉名市横島墓地公苑，旧横島町塵芥処理場  |
|           | 岱明市民生活課（1） | 岱明支所   |
|           | 横島市民生活課（1） | 横島支所   |
|           | 天水市民生活課（1） | 天水支所   |
|           | 健康福祉部      | 総合福祉課（2）   |
| 高齢介護課（2）  |            | 玉名市高齢者等就業支援センター，玉名市天水老人憩の家   |
| 保健予防課（3）  |            | 玉名市保健センター，玉名市岱明ふれあい健康センター，玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとりむ」  |
| 子育て支援課（6） |            | 玉名第1保育所，伊倉保育所，豊水保育所，玉陵小学童クラブ，学童クラブ（築山・玉名町・高道・大野小），高瀬児童公園   |
| 産業経済部     | 農業政策課（1）   | 玉名市農産物直売所郷〇市   |
|           | 水産林務課（1）   | 唐人川船着場   |
|           | 農地整備課（32）  | 石貫3区恒久電灯，石貫3区揚水ポンプ，石貫2，石貫立坑，西原7，西原10，西原13，福山1，福山5，石尾1，石尾4，石尾6，福山川受電設備，福山中継，福山揚水立坑，ふるさと農道，1号排水樋門，2号排水樋門，糠峰用水ポンプ，富尾用水ポンプ，有明樋門，天水樋方樋門，天水唐人川樋門，天水受免樋門，天水小天排水機場，鍋海岸行末樋門(制御用)，共和樋門，天水港公園，干拓メモリアル公園，築地農村公園，農村公園，三ツ川導水ポンプ場 |
|           | 商工政策課（1）   | 玉名商工会館   |
|           | 観光物産課（11）  | 玉名市大衆浴場，観光ほっとプラザ「たまうら」，玉名市ふるさとセンター-Y・BOX，玉名市横島農産加工研修センター，玉名市草枕温泉てんすい，玉名市花の館，玉名市草枕山荘，玉名市草枕交流館，前田家別邸，永徳寺倉庫，松原海水浴場駐車場   |

| 部   | 課・局・所・室    | 施設   |
|-----|------------|--|
| 建設部 | 都市整備課 (27) | 桃田運動公園, 蛇ヶ谷公園, 横枕児童公園, 梅林児童公園, 市民広場公園, 裏川水際緑地公園, 立願寺公園, 岱明中央公園, 古閑近隣公園, 立山健康広場公園, 山下公園, 扇崎公園, 外平山公園, 経塚公園, 石塘史跡公園敷地, 実山公園, 八久保公園, 尾田川公園, 街路, 公衆用道路, 街灯, 排水ポンプ, 港いこいパーク, 干拓トイレ公園, 滑石河川緑地, 新玉名駅前広場, 赤川排水機場 |
|     | 住宅課 (9)    | (ポンプ設備等) 陣内団地, 山田団地, 四本木団地, 栗崎団地, 住吉団地, 三ッ川団地, 桜谷住宅, 新立石団地, 馬の水団地  |

## 第6章 資料編

### ■対象組織及び施設

| 部   | 課・局・所・室                     | 施設   |
|-----|-----------------------------|--|
| 企業局 | 上下水道総務課<br>上下水道工務課<br>(137) | 岱明汚水中継ポンプ場，大野下汚水中継ポンプ場，雲雀丘マンホールポンプ場，西照寺マンホールポンプ場Ⅰ，西照寺マンホールポンプ場Ⅱ，睦合住宅マンホールポンプ場，三崎マンホールポンプ場，扇崎マンホールポンプ場Ⅰ，扇崎マンホールポンプ場Ⅱ，磯鍋マンホールポンプ場Ⅰ，磯鍋マンホールポンプ場Ⅱ，下沖洲マンホールポンプ場，中土マンホールポンプ場，野口マンホールポンプ場，長保マンホールポンプ場，上マンホールポンプ場Ⅰ，上マンホールポンプ場Ⅱ，中島マンホールポンプ場Ⅰ，中島マンホールポンプ場Ⅱ，南部マンホールポンプ場，山下マンホールポンプ場，下前原汚水第1マンホールポンプ場，下前原汚水第2マンホールポンプ場，築山汚水第1マンホールポンプ場，築山汚水第2マンホールポンプ場，築山汚水第3マンホールポンプ場，築山汚水第4マンホールポンプ場，山田汚水第1マンホールポンプ場，山田汚水第2マンホールポンプ場，山田汚水第3マンホールポンプ場，山田汚水第4マンホールポンプ場，高津原汚水第1マンホールポンプ場，高津原汚水樋門，立願寺汚水第1マンホールポンプ場，立願寺汚水中継ポンプ場，両迫間汚水第2中継ポンプ場，両迫間汚水第1マンホールポンプ場，両迫間汚水第3マンホールポンプ場，島汚水第1マンホールポンプ場，玉名汚水第1マンホールポンプ場，玉名汚水第2マンホールポンプ場，玉名汚水第3マンホールポンプ場，玉名汚水第4マンホールポンプ場，玉名汚水第5マンホールポンプ場，第一保育所，その他マンホールポンプなど，玉名市終末処理場，横島処理場，横島真空ポンプ場，栗の尾処理場，大園真空ポンプ場，外平真空ポンプ場，梅野宅前マンホールポンプ，松永宅前マンホールポンプ，京泊処理場，石塘マンホールポンプ，九番処理場，大開処理場，竹野処理場，竹野中継ポンプ1号，竹野中継ポンプ2号，竹野中継ポンプ3号，尾田処理場，尾田中継マンホールポンプ1号，尾田中継マンホールポンプ2号，尾田中継マンホールポンプ3号，尾田中継マンホールポンプ4号，尾田中継マンホールポンプ5号，尾田中継マンホールポンプ6号，尾田中継マンホールポンプ7号，尾田川左岸処理場，尾田川左岸1号マンホールポンプ，尾田川左岸2号マンホールポンプ，尾田川左岸3号マンホールポンプ，尾田川左岸4号マンホールポンプ，尾田川左岸5号マンホールポンプ，尾田川左岸6号マンホールポンプ，尾田川左岸7号マンホールポンプ，尾田川左岸8号マンホールポンプ，尾田川左岸9号マンホールポンプ，尾田川左岸10号マンホールポンプ，尾田川左岸11号マンホールポンプ，尾田川左岸12号マンホールポンプ，尾田川左岸13号マンホールポンプ，尾田川左岸14号マンホールポンプ，尾田川左岸15号マンホールポン |

| 部                       | 課・局・所・室       | 施設  |
|-------------------------|---------------|---|
|                         |               | <p>プ, 尾田川左岸 16 号マンホールポンプ, 玉名中央監視所, 鍋ポンプ場, 玉名配水池, 石原加圧所, 平野加圧ポンプ場, 高津原ポンプ所, 馬場加圧所, 山口地区加圧所テレメータ, 山口地区加圧所ポンプ, 津留加圧ポンプ所, 逆川加圧所, 開田配水地, 山下ポンプ場, 中坂門田配水池, 中坂門田給水ポンプ, 中坂門田水源地, 中坂門田ポンプ, 中土ポンプ場, 野口ポンプ場, 田崎水源地, 箱谷配水池, 高道ポンプ場, (八嘉配水地)※<sup>1</sup>, 三ツ川配水池, 西原加圧所, 西原ポンプ, 箱谷三ツ川, 北横内水源地, 北横内配水池, 赤仁田中継ポンプ, 出口加圧所, 天水東配水地, 天水東中継ポンプ, 天水東水源地, 大平加圧所, 丸尾水源地, 玉水水源地, 溝上水源地, 中土浄水場, 岱明浄水場, 出口ポンプ場, 大平中継ポンプ, 一本松第 2 水源地, 田崎第 1 水源地, 一本松第 3 水源地, 桃田配水池, 田崎配水池, 桃田電動弁, 下前原汚水第 3 マンホールポンプ場, 大坊マンホールポンプ場, 中島マンホールポンプ場</p> |
| 教育<br>委員会<br>事務局<br>教育部 | 教育総務課 (24)    | 玉名町小学校, 築山小学校, 滑石小学校, 大浜小学校, 豊水小学校, 横島小学校, 八嘉小学校, 伊倉小学校, 玉陵小学校, 大野小学校, 睦合小学校, 鍋小学校, 高道小学校, 玉水小学校, 小天小学校, 玉名中学校, 玉南中学校, 玉陵中学校, 有明中学校, 岱明中学校, 天水中学校, 玉名中央学校給食センター, 岱明学校給食センター, 天水学校給食センター   |
|                         | スポーツ振興課 (10)  | 玉名市桃田運動公園総合体育館, 玉名市武道館, 玉名市勤労者体育センター, 玉名市弓道場, 玉名市岱明 B&G 海洋センター, 玉名市横島体育館, 玉名市横島グラウンド, 玉名市天水体育館, 玉名市天水グラウンド, 玉名市天水相撲場  |
|                         | 文化課 (6)       | 玉名市歴史博物館こころピア, 古墳 (玉名), 第 3 別館, 大坊古墳, 青木磨崖梵字群, 旧石貫小学校   |
|                         | コミュニティ推進課 (7) | 天水市民センター, 玉名市文化センター, 玉名市岱明町公民館, 玉名市岱明図書館, 玉名市横島町公民館, 玉名市横島図書館, 玉名市天水町公民館  |

※1 : 2024 (令和 6) 年度 解体。

### 3 環境配慮商品を示すラベル

環境ラベルとは、商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを教えてくれるマークや目じるしのことです。製品や包装等についており、環境負荷低減に資するモノやサービスを買いたいときに、とても参考になるマークです。

表 13 環境配慮商品を示すラベル

| 名前                  | 概要  | マーク   |
|---------------------|---|---|
| 再生紙使用マーク<br>(R マーク) | 古紙パルプ配合率を示す自主的なマークです。古紙パルプ配合率 100%再生紙を使用しています。ごみ減量化推進国民会議（現 3 R・資源循環推進フォーラム）で定められたものです。   | <br>古紙パルプ配合率100%再生紙を使用   |
| エコマーク               | ライフサイクル全体を考慮して環境保全に資する商品を認定し、表示する制度です。幅広い商品（物品、サービス）を対象とし、商品の類型ごとに認定基準を設定、公表しています。  |                          |
| グリーンマーク             | 原料に古紙を規定の割合以上利用していることを示すグリーンマークを古紙利用製品に表示することにより、古紙の利用を拡大し、紙のリサイクルの促進を図ることを目的としています。  | <br>グリーンマーク             |
| 間伐材マーク              | 間伐材を用いた製品に表示することができるマークです。間伐の推進および間伐材の利用促進等の重要性を PR するとともに、消費者の製品選択に資するものです。  | <br>間伐は、みどりを育てる 森林の命   |
| バイオマスマーク            | 生物由来の資源（バイオマス）を利用した商品を認定しています。植物は太陽光をエネルギーとした光合成により大気中の二酸化炭素を吸収して成長するため、植物等バイオマスから作られる商品は、燃やしても二酸化炭素の増減に影響を与えません（カーボンニュートラル）。バイオマスマーク認定商品は循環型社会の形成に貢献し、地球温暖化防止に役立っています。 | <br>バイオマス<br>No.000000 |
| 省エネラベリング<br>制度      | 省エネ法により定められた省エネ基準をどの程度達成しているかを表示する制度です。省エネ基準を達成している製品には緑色のマークを、達成していない製品には橙色のマークを表示することができます。   |                        |
| PC グリーンラベル          | 環境に配慮したパソコンを購入したいというお客様の選択の目安となるよう、パソコンの設計、製造からリユース・リサイクルに至るまで、環境に対する包括的な取組を表した環境ラベル制度です。適合製品を三ツ星によって格付けしています。  |                        |

| 名前   | 概要  | マーク   |
|--|---|---|
| <p>低排出ガス車<br/>認定<br/>(平成 17 年および<br/>21 年基準)</p> | <p>自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度です。</p>   |  |
| <p>燃費基準達成車<br/>ステッカー</p>                         | <p>自動車の燃費性能に対する一般消費者の関心と理解を深め、燃費性能の高い自動車の普及を促進するために表示されるものです。</p>   |  |
| <p>国際エネルギー<br/>スタープログラム</p>                      | <p>パソコンなどのオフィス機器について、稼働時、スリープ・オフ時の消費電力に関する基準を満たす商品につけられるマークです。日本、米国、カナダ、スイス、台湾の5か国・地域が協力して実施している国際的な制度です。</p> |  |